

第3回合併協議会協議事項資料 事務事業調整表

目 次

議案第21号	財産の取扱いについて	1 ページ
議案第22号	行政連絡機構の取扱いについて	8 ページ
議案第23号	慣行の取扱いについて	10 ページ
議案第24号	事務組織及び機構の取扱いについて	16 ページ
議案第25号	一部事務組合の取扱いについて	19 ページ

事務事業調整表

協議項目一覧表の番号(右欄へ記入)
(専門部会コードNo・分科会コードNo・整理NO・項目NO・枝NO)

1-3-17-10

専門部会名	企画財政部会	調整方針確認日	平成 年 月 日
分科会名	財政分科会	基本調整方針(案)	1 現行のとおりとする。(合併時点ですべて新市に引き継ぐ)
小項目名	基金の取扱い		
協議項目名	財産の取扱い		
項目分類(細々項目)	基金		

この表は、協議項目名が次に該当するもの以外について使用する。「公共的団体等・附属機関等・補助金、交付金等・使用料、手数料、一部事務組合の取扱い」

具体項目	調整が必要な項目と具体的内容(調整案)及び理由											
1 市町村の現況(現況調査表)	項目 基金 具体的内容(調整案) 全ての基金について、合併時に新市に引き継ぐものとする。 理由 全ての財産は、新市に引き継ぐという考えのもと、基金についても同様の措置とする。 ただし、4市町村に共通する基金の統合または再編、特定目的基金の調整等が必要と思われるが、協議項目1-3-15-26-30(基金の調整)において検討したい。											
2 事務事業名							基金残高(基金残高は、平成13年度決算時の額とし、現金のほか動産、不動産、有価証券、債権等を含む合計額を表記した)					
3 事務事業内容							(単位:百万円)					
	伊勢崎市		赤堀町		東村							
財政調整基金	3,123	財政調整基金	528	財政調整基金	1,973							
減債基金	992	減債基金	96	減債基金	481							
基本財産基金	328	土地開発基金	145	土地開発基金	487							
交通遺児入学卒業祝金支給基金	12	ふるさとづくり基金	36	地域づくり基金	179							
華蔵寺公園遊園地施設整備事業基金	36	地域福祉基金	112	オフトーク通信基金	413							
奨学資金蓄積基金	50	社会福祉施設建設基金	41	教育振興基金	9							
図書館図書資料整備基金	10	老人福祉平和基金	11	福祉対策基金	6							
複合施設建設基金	86	国民健康保険基金	127	小口生活貸付基金	1							
福祉事業基金	771	介護保険介護給付費準備基金	23	高齢者対策基金	192							
市民のもり等建設基金	703			環境整備対策基金	714							
リバータウン広瀬調整池管理事業基金	40			葬祭費助成基金	31							
仮称市民交流センター建設基金	150			国民健康保険基金	326							
土地開発基金	2,500											
美術品等取得基金	234											
国民健康保険基金	178											
介護保険介護給付費準備基金	216											
計	9,429	計	1,119	計	4,812							

事務事業調整表

協議項目一覧表の番号(右欄へ記入)
(専門部会コードNo・分科会コードNo・整理NO・項目NO・枝NO)

1-3-17-10

専門部会名	企画財政部会	調整方針確認日	平成 年 月 日
分科会名	財政分科会	基本調整方針(案)	
小項目名	基金の取扱い		
協議項目名	財産の取扱い		
項目分類(細々項目)	基金		

この表は、協議項目名が次に該当するもの以外について使用する。「公共的団体等・附属機関等・補助金、交付金等・使用料、手数料、一部事務組合の取扱い」

具体項目 調整が必要な項目と具体的内容(調整案)及び理由

境町					
財政調整基金	1,975				
減債基金	744				
川村教育振興事業基金	50				
まちづくり基金	203				
社会福祉基金	134				
社会福祉事業百年基金	1				
総合文化センター事業基金	410				
都市計画事業基金	444				
環境整備事業基金	150				
土地開発基金	484				
国民健康保険基金	318				
介護保険介護給付費準備基金	35				
計	4,948			合計	20,308

- 4 目的 条例の定めるところにより、特定の目的のために、財産を維持し、資金を積立て、または定額の資金を運用するもの。
- 5 合併の課題・問題点 なし
- 6 合併の効果 なし

事務事業調整表

協議項目一覧表の番号(右欄へ記入)
(専門部会コードNo・分科会コードNo・整理NO・項目NO・枝NO)

1-3-18-10

専門部会名	企画財政部会	調整方針確認日	平成 年 月
分科会名	財政分科会	基本調整方針(案)	1 現行のとおりとする。(合併時点ですべて新市に引き継ぐ)
小項目名	地方債の取扱い		
協議項目名	財産の取扱い		
項目分類(細々項目)	地方債残高		

この表は、協議項目名が次に該当するもの以外について使用する。「公共的団体等・附属機関等・補助金、交付金等・使用料、手数料、一部事務組合の取扱い」

具体項目	調整が必要な項目と具体的内容(調整案)及び理由																																													
1 市町村の現況(現況調査表) 2 事務事業名 地方債残高(地方債残高は、平成13年度決算時の額を表記した) 3 事務事業内容	項目 地方債残高 具体的内容(調整案) 全ての地方債残高について合併時に新市に引き継ぐものとする。 理由 全ての債務は、新市に引き継ぐという考えのもと、地方債についても同様の措置とする。																																													
(単位:百万円)																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>伊勢崎市</th> <th>赤堀町</th> <th>東村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般会計</td> <td>45,137</td> <td>一般会計</td> <td>5,611</td> <td>一般会計</td> <td>4,658</td> </tr> <tr> <td>住宅新築資金等貸付事業費特別会計</td> <td>214</td> <td>農業集落排水事業特別会計</td> <td>3,088</td> <td>農業集落排水事業特別会計</td> <td>2,701</td> </tr> <tr> <td>公設地方卸売市場事業費特別会計</td> <td>195</td> <td>介護サービス事業特別会計</td> <td>56</td> <td>公共下水道事業特別会計</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>下水道事業費特別会計</td> <td>14,757</td> <td>下水道事業特別会計</td> <td>2</td> <td>水道事業会計</td> <td>1,028</td> </tr> <tr> <td>農業集落排水事業費特別会計</td> <td>290</td> <td>水道事業会計</td> <td>2,022</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水道事業会計</td> <td>10,497</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>71,090</td> <td>計</td> <td>10,779</td> <td>計</td> <td>8,390</td> </tr> </tbody> </table>	伊勢崎市	赤堀町	東村	一般会計	45,137	一般会計	5,611	一般会計	4,658	住宅新築資金等貸付事業費特別会計	214	農業集落排水事業特別会計	3,088	農業集落排水事業特別会計	2,701	公設地方卸売市場事業費特別会計	195	介護サービス事業特別会計	56	公共下水道事業特別会計	3	下水道事業費特別会計	14,757	下水道事業特別会計	2	水道事業会計	1,028	農業集落排水事業費特別会計	290	水道事業会計	2,022			水道事業会計	10,497					計	71,090	計	10,779	計	8,390	
伊勢崎市	赤堀町	東村																																												
一般会計	45,137	一般会計	5,611	一般会計	4,658																																									
住宅新築資金等貸付事業費特別会計	214	農業集落排水事業特別会計	3,088	農業集落排水事業特別会計	2,701																																									
公設地方卸売市場事業費特別会計	195	介護サービス事業特別会計	56	公共下水道事業特別会計	3																																									
下水道事業費特別会計	14,757	下水道事業特別会計	2	水道事業会計	1,028																																									
農業集落排水事業費特別会計	290	水道事業会計	2,022																																											
水道事業会計	10,497																																													
計	71,090	計	10,779	計	8,390																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>境町</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般会計</td> <td>7,416</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下水道事業特別会計</td> <td>6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水道事業会計</td> <td>1,758</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9,180</td> <td>合計</td> <td>99,439</td> </tr> </tbody> </table>	境町			一般会計	7,416		下水道事業特別会計	6		水道事業会計	1,758								計	9,180	合計	99,439																								
境町																																														
一般会計	7,416																																													
下水道事業特別会計	6																																													
水道事業会計	1,758																																													
計	9,180	合計	99,439																																											
4 目的	地方債は、地方自治体が事業の資金調達のため以降の年度に返済する債務であるが、一会計年度を超えるため、ある時点でその自治体が償還しなければならない地方債の未償還分の元金を地方債残高といい、将来にわたる債務を明らかにできる。																																													
5 合併の課題・問題点	なし																																													
6 合併の効果	なし																																													

事務事業調整表

協議項目一覧表の番号(右欄へ記入)
(専門部会コードNo・分科会コードNO・整理NO・項目NO・枝NO)

1-4-1-10

専門部会名	企画財政部会	調整方針確認日	平成 年 月 日
分科会名	管財分科会	基本調整方針(案)	1 現行のとおりとする。(財産はすべて新市へ引き継ぐものとする。) 2 合併時に統合する。(財産の取得管理及び処分)
小項目名	財産の取得、処分、管理		
協議項目名	財産の取扱い		
項目分類(細々項目)	財産の取得管理及び処分		

この表は、協議項目名が次に該当するもの以外について使用する。「公共的団体等・附属機関等・補助金、交付金等・使用料、手数料、一部事務組合の取扱い」

具体項目					調整が必要な項目と具体的内容(調整案)及び理由																
1 市町村の現況(現況調査表) 2 事務事業名 財産の取得管理及び処分 3 事務事業内容					項目 財産の取得管理及び処分																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>小項目</th> <th>細項目</th> <th>伊勢崎市</th> <th>赤堀町</th> <th>東村</th> <th>境町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">財産の取得管理及び処分</td> <td rowspan="2">財産の取得管理及び処分</td> <td>議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例 ・予定価格150,000千円以上の工事または製造の請負 ・予定価格30,000千円以上の不動産または動産の買入れまたは売却 (土地は1件 5,000㎡以上)</td> <td>議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例 ・予定価格50,000千円以上の工事または製造の請負 ・予定価格7,000千円以上の不動産または動産の買入れまたは売却 (土地は1件 5,000㎡以上)</td> <td>議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例 ・予定価格50,000千円以上の工事または製造の請負 ・予定価格7,000千円以上の不動産または動産の買入れまたは売却 (土地は1件 5,000㎡以上)</td> <td>議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例 ・予定価格50,000千円以上の工事または製造の請負 ・予定価格7,000千円以上の不動産または動産の買入れまたは売却 (土地は1件 5,000㎡以上)</td> </tr> <tr> <td>財産の交換、贈与、無償貸付等に関する条例 公有財産等(H13年度決算書) 土地 2,729,160 ㎡ 建物 454,547 ㎡ 基金 94億2,900万円 債権 2億4,123万円 有価証券 4,565万円 出資による権利 7億5,851万円</td> <td>財産の交換、贈与、無償貸付等に関する条例 公有財産等(H13年度決算書) 土地 494,650 ㎡ 建物 48,059 ㎡ 基金 11億1,900万円 債権 8,194万円 出資による権利 2億5,658万円</td> <td>財産の交換、贈与、無償貸付等に関する条例 公有財産等(H13年度決算書) 土地 355,253 ㎡ 建物 44,415 ㎡ 基金 48億1,200万円 有価証券 100万円 出資による権利 8,942万円</td> <td>財産の交換、贈与、無償貸付等に関する条例 公有財産等(H13年度決算書) 土地 708,193 ㎡ 建物 95,497 ㎡ 基金 49億4,800万円 債権 3,465万円 有価証券 104万円 出資による権利 7億9,763万円</td> </tr> </tbody> </table>					小項目	細項目	伊勢崎市	赤堀町	東村	境町	財産の取得管理及び処分	財産の取得管理及び処分	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例 ・予定価格150,000千円以上の工事または製造の請負 ・予定価格30,000千円以上の不動産または動産の買入れまたは売却 (土地は1件 5,000㎡以上)	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例 ・予定価格50,000千円以上の工事または製造の請負 ・予定価格7,000千円以上の不動産または動産の買入れまたは売却 (土地は1件 5,000㎡以上)	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例 ・予定価格50,000千円以上の工事または製造の請負 ・予定価格7,000千円以上の不動産または動産の買入れまたは売却 (土地は1件 5,000㎡以上)	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例 ・予定価格50,000千円以上の工事または製造の請負 ・予定価格7,000千円以上の不動産または動産の買入れまたは売却 (土地は1件 5,000㎡以上)	財産の交換、贈与、無償貸付等に関する条例 公有財産等(H13年度決算書) 土地 2,729,160 ㎡ 建物 454,547 ㎡ 基金 94億2,900万円 債権 2億4,123万円 有価証券 4,565万円 出資による権利 7億5,851万円	財産の交換、贈与、無償貸付等に関する条例 公有財産等(H13年度決算書) 土地 494,650 ㎡ 建物 48,059 ㎡ 基金 11億1,900万円 債権 8,194万円 出資による権利 2億5,658万円	財産の交換、贈与、無償貸付等に関する条例 公有財産等(H13年度決算書) 土地 355,253 ㎡ 建物 44,415 ㎡ 基金 48億1,200万円 有価証券 100万円 出資による権利 8,942万円	財産の交換、贈与、無償貸付等に関する条例 公有財産等(H13年度決算書) 土地 708,193 ㎡ 建物 95,497 ㎡ 基金 49億4,800万円 債権 3,465万円 有価証券 104万円 出資による権利 7億9,763万円	具体的内容(調整案) 土地、建物等については、すべて新市に引継ぐものとする。 財産の取得管理及び処分は伊勢崎市の例にならう。 理由 地方自治法第237条による。
小項目	細項目	伊勢崎市	赤堀町	東村	境町																
財産の取得管理及び処分	財産の取得管理及び処分	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例 ・予定価格150,000千円以上の工事または製造の請負 ・予定価格30,000千円以上の不動産または動産の買入れまたは売却 (土地は1件 5,000㎡以上)	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例 ・予定価格50,000千円以上の工事または製造の請負 ・予定価格7,000千円以上の不動産または動産の買入れまたは売却 (土地は1件 5,000㎡以上)	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例 ・予定価格50,000千円以上の工事または製造の請負 ・予定価格7,000千円以上の不動産または動産の買入れまたは売却 (土地は1件 5,000㎡以上)	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例 ・予定価格50,000千円以上の工事または製造の請負 ・予定価格7,000千円以上の不動産または動産の買入れまたは売却 (土地は1件 5,000㎡以上)																
		財産の交換、贈与、無償貸付等に関する条例 公有財産等(H13年度決算書) 土地 2,729,160 ㎡ 建物 454,547 ㎡ 基金 94億2,900万円 債権 2億4,123万円 有価証券 4,565万円 出資による権利 7億5,851万円	財産の交換、贈与、無償貸付等に関する条例 公有財産等(H13年度決算書) 土地 494,650 ㎡ 建物 48,059 ㎡ 基金 11億1,900万円 債権 8,194万円 出資による権利 2億5,658万円	財産の交換、贈与、無償貸付等に関する条例 公有財産等(H13年度決算書) 土地 355,253 ㎡ 建物 44,415 ㎡ 基金 48億1,200万円 有価証券 100万円 出資による権利 8,942万円	財産の交換、贈与、無償貸付等に関する条例 公有財産等(H13年度決算書) 土地 708,193 ㎡ 建物 95,497 ㎡ 基金 49億4,800万円 債権 3,465万円 有価証券 104万円 出資による権利 7億9,763万円																
4 目的 財産の取得管理及び処分																					
5 合併の効果 総合的な財産の管理運用が図られる																					

「財産の取扱いに関すること」

平成13年度末現在高

項	目	伊勢崎市	赤堀町	東 村	境 町
1 公有財産	(1) 土地・建物	土地 2,729,160 m ²	土地 360,304 m ²	土地 355,253 m ²	土地 708,193 m ²
		建物 454,547 m ²	建物 48,059 m ²	建物 44,415 m ²	建物 95,497 m ²
	(2) 山林	0 m ²	134,346 m ²	0 m ²	0 m ²
	(3) 動産	なし	なし	なし	なし
	(4) 物権	なし	なし	なし	なし
	(5) 無体財産権	なし	なし	なし	なし
	(6) 有価証券	株 券	なし	なし	なし
	(7) 出資による権利	出資金・出捐金	出資金・出捐金	出資金・出捐金	出資金・出捐金
2 物 品		自動車(重要備品)	自動車(重要備品)	自動車(重要備品)	自動車(重要備品)
3 債 権		貸 付 金	貸 付 金		強制執行金
4 基 金		企 画 財 政 部 会 で 協 議 (1ページ、協議項目1-3-17-10に記載)			
5 財 産 区		なし	なし	なし	なし
6 地方債、企業債残高		企 画 財 政 部 会 で 協 議 (3ページ、協議項目1-3-18-10に記載)			

1 公有財産の内訳

(1) 土地・建物の内訳

(単位: m²)

区 分	土 地					建 物					
	伊勢崎市	赤堀町	東 村	境 町	合 計	伊勢崎市	赤堀町	東 村	境 町	合 計	
行政財産	公本庁舎	157,608	7,054	8,858	11,069	184,589	49,317	3,222	3,099	3,765	59,403
	消防施設	8,169	2,596	5,054	5,209	21,028	1,295	414	261	1,527	3,497
	その他	340,137	0	574	0	340,711	36,689	0	0	0	36,689
	計	505,914	9,650	14,486	16,278	546,328	87,301	3,636	3,360	5,292	99,589
	公学 校	782,069	58,404	116,026	185,445	1,141,944	169,756	24,168	23,850	42,806	260,580
	共 公 営 住 宅	207,881	12,673	0	43,766	264,320	116,532	2,519	0	16,339	135,390
	用 公 園	648,742	154,515	85,812	139,338	1,028,407	3,783	462	4,143	238	8,626
	財 所 の 他	392,665	199,001	131,599	250,669	973,934	71,642	15,709	11,948	29,490	128,789
	産 計	2,031,357	424,593	333,437	619,218	3,408,605	361,713	42,858	39,941	88,873	533,385
	行政財産計	2,537,271	434,243	347,923	635,496	3,954,933	449,014	46,494	43,301	94,165	632,974
普通財産	山 林	0	15,537	0	0	15,537	0	0	0	0	0
	そ の 他	191,889	44,870	7,330	72,697	316,786	5,533	1,565	1,114	1,332	9,544
	普通財産計	191,889	60,407	7,330	72,697	332,323	5,533	1,565	1,114	1,332	9,544
財 産 計	2,729,160	494,650	355,253	708,193	4,287,256	454,547	48,059	44,415	95,497	642,518	

(2)山林の内訳

(単位:面積㎡、立木推定蓄積量㎡)

土地の権利の区分	伊勢崎市		赤堀町		東村		境町	
	面積	立木推定量	面積	立木推定量	面積	立木推定量	面積	立木推定量
所有	0	0	134,346	0	0	0	0	0
分収	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の権限によるもの	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	134,346	0	0	0	0	0

(3)動産の内訳

区分	伊勢崎市	赤堀町	東村	境町
船舶	0隻	0隻	0隻	0隻
	0総トン	0総トン	0総トン	0総トン
浮標	0個	0個	0個	0個
浮棧橋	0個	0個	0個	0個
浮ドック	0個	0個	0個	0個
航空機	0個	0個	0個	0個

(4)物権の内訳

区分	伊勢崎市	赤堀町	東村	境町
地上権	0㎡	0㎡	0㎡	0㎡
地役権	0	0	0	0
鉱業権	0	0	0	0
温泉権	0件	0件	0件	0件

(5)無体財産権の内訳

(単位:件)

区分	伊勢崎市	赤堀町	東村	境町
特許権	0	0	0	0
著作権	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

(6)有価証券の内訳

(単位:千円)

区分	伊勢崎市	赤堀町	東村	境町
株券	45,651	0	1,008	1,047
社債券	0	0	0	0
地方債権	0	0	0	0
国債証券	0	0	0	0
合計	45,651	0	1,008	1,047

(7) 出資による権利の内訳 (単位:千円)

区分	伊勢崎市	赤堀町	東村	境町
出資金	25,348	185,551	6,885	446,564
出捐金	733,164	71,034	82,539	351,074
合計	758,512	256,585	89,424	797,638

2 物品の内訳

自動車(100万円以上の重要備品) (単位:台)

区分	伊勢崎市	赤堀町	東村	境町
乗用車	23	33	23	8
小型貨物車	35	4	8	16
普通貨物車	7	0	0	4
軽四輪貨物車	7	5	8	5
軽四輪乗用車	1	0	12	0
バス	6	3	6	2
ごみ収集車	2	0	0	4
タンク車	1	0	1	0
移動文庫車	1	0	0	1
道路パトロール車	1	0	1	1
移動浴槽車	1	0	0	0

区分	伊勢崎市	赤堀町	東村	境町
消防ポンプ車	21	6	3	14
その他特殊用途車	25	5	4	3
合計	133	57	66	58

3 債権の内訳 (単位:千円)

伊勢崎市		赤堀町		東村		境町	
奨学資金貸付金	45,518	奨学資金貸付金	2,010			島村地内廃タイヤ撤去強制執行金	34,650
住宅新築資金等貸付金	195,720	住宅新築資金等貸付金	79,850				
		小口生活資金貸付金	89				
合計	241,238	合計	81,949	合計	0	合計	34,650

事務事業調整表

協議項目一覧表の番号(右欄へ記入)
(専門部会コード No・分科会コード No・整理NO・項目NO・枝NO)

2-1-5-20

専門部会名	総務部会	調整方針確認日	平成 年 月 日
分科会名	総務分科会	基本調整方針(案)	5 新市において策定する。
小項目名	行政区		
協議項目名	行政連絡機構の取扱い		
項目分類(細々項目)	地区長、区長、委託料、組織		

この表は、協議項目名が次に該当するもの以外について使用する。「公共的団体等・附属機関等・補助金、交付金等・使用料、手数料、一部事務組合の取扱い」

具体項目

- 1 市町村の現況(現況調査表)
- 2 事務事業名
- 3 事務事業内容

調整が必要な項目と具体的内容及び理由

1 行政区域
行政区については、引き続き現行のままとするが、区長等と協議を重ね、再編を検討するものとする。

小項目	細項目	伊勢崎市	赤堀町	東村	境町
行政区	1 行政区数	9 4 行政区	1 8 行政区	1 8 行政区	4 0 行政区
	2 区長等の設置根拠	伊勢崎市地区長等設置規則	赤堀町区長等設置規則	東村区長等設置条例	境町区長等設置規程
	3 任期	任 期 2 年	任期 1 年(再任を妨げない)	任期 1 年(再任を妨げない)	任期 地区ごとに決定
	4 委嘱の範囲・人数	地区長56人 区長 38人	区長1 8 人 区長代理 2 8 人	区長1 8 人 区長代理 3 0 人	区長 4 0 人 区長代理 4 5 人
	5 区長等に対する事務委託料・報酬				
	(1) 町内事務委託料算出の根拠				
	均等割・世帯割	均等割 195,780 円 世帯割 1,560 円 (計 84,119,100円)	世帯割 区長 930円 区長代理 710円 組長(班長) 1,140円 (計 18,846,000円)	均等割 世帯割 区長 235,900円 900円 区長代理 59,500円 300円 組長(班長) 5,300円 1,400円 区長会長 44,700円 区長会副会長 37,300円 (計 27,117,100円)	区長 均等割 189,360円 世帯割 309円 18 区長代理 均等割 6,370円 世帯割 46円 86 (計 23,260,000円)
	最高額	3,081,780円	(区長 区長代理) 671,460円 256,310円	2,710,100円	1,159,800円
	最低額	290,940円	62,310円 47,570円	510,400円	258,960円
	平均額	904,506円	297,290円 145,905円	1,480,317円	573,000円
(2) 区長・区長代理の報酬					
算出の根拠		条例により区長報酬として支給			
均等割		236,100円			
世帯割					
		18行政区区長すべてに			
		年 236,100 円			
最高額					
最低額					
平均額					

<理由> 行政運営の基盤となっている行政区については行政の継続性を確保する必要性から合併後においても引き続き現行のままとするもの。しかしながら、合併により市域が拡大することとなるため、より効率的な区運営ができるよう地域住民の理解を得るとともに、区長等と協議を重ね行政区の統合及び分割について検討する必要があるもの。

2 区長任期
区長等についても、引き続き現行のままとするが、任期については、新市発足後2年間を暫定的な任期とし、調整を図るものとする。

<理由> 合併後においても行政区は現行のままとすることから、区長等についても引き続き現行のままに在任するものとするもの。しかしながら、区長等の任期及び委嘱の範囲については、4市町村において相違があることから新市発足後2年間を暫定的な区長等の任期とし、その間において区長会等を中心として調整を図ろうとするもの。

3 事務委託料及び区長報酬
このことについては、引き続き現行のままとし、2年を目途に調整を図るものとする。

<理由> 区長等に対する事務委託料及び報酬についても、4市町村において相違しているため、前項の区長等の任期及びその委嘱の範囲の場合と同様に2年の間に区長等の職務内容を含め調整を図ろうとするもの。

- 4 事務事業の目的 行政の基盤となる行政区を設置し、区長等を委嘱することにより行政連絡機構を確立することが行政の円滑な運営と行政効率の向上に資することができるもの。
- 5 合併の課題・問題点(デメリット) 区長等の任期、委嘱の範囲、事務委託料、報酬等に相違があること。
- 6 合併の効果(メリット) 効率的な区行政の運営を期待することができる。
- 7 財政影響額なし

地区別行政区一覧

細項目	伊勢崎市	赤堀町	東村	境町
地区別行政区	<p>9 4 行政区</p> <p>曲輪町(3) 大手町(4) 喜多町 宗高町 柳原町 寿町 華蔵寺町 末広町 平和町(3) 本町(2) 中央町 (3) 緑町 三光町 若葉町(2) 八坂町 上泉町 今泉町二丁目 三和町(曙町・堤町・書上町) 鹿島町(植木町・中下町) 本関町 上植木本町 豊城町 上諏訪町 昭和町 宮前町 日乃出町(神谷町・下諏訪町) 東本町 下植木町 茂呂町一丁目 茂呂町二丁目 美茂呂町 ひろせ町 北千木町 南千木町 茂呂南町 新栄町 今泉町一丁目 波志江町一丁目 波志江町二丁目 波志江町三丁目 太田町 安堀町 稻荷町 宮子町 連取本町 連取元町 連取町 田中島町 田中町 上之宮町 宮古町 葎塚町 阿弥大寺町 今井町 堀口町 中町 柴町 山王町 戸谷塚町 福島町 八斗島町 除ヶ町 大正寺町 富塚町 下道寺町 馬見塚天神町 馬見塚三ツ橋町 馬見塚本町 馬見塚中町 馬見塚淵町 馬見塚清水町 リバータウン広瀬 長沼本郷町 長沼町 羽黒町 上蓮町 下蓮町 飯島町 国領町</p>	<p>1 8 行政区</p> <p>西久保区 曲沢区 鹿島区 間野谷区 香林上区 香林下区 野区 磯区 西野区 今井区 下触区 五目牛区 赤南上区 赤南下区 西久保下区 西久保田宿区 堀下区 今井南区</p>	<p>1 8 行政区</p> <p>小泉 下代 平井 下谷 下 新町 台 八寸 三室 田部井上 田部井下 向原 東国定上 東国定下 西国定上 西国定下 上田 西小保方</p>	<p>4 0 行政区</p> <p>東町 諏訪町 元町 南町 仲町 上町 萩原町 清水町 百々 百々東 美原 中島 上矢島 西今井 伊与久 1 区 伊与久 2 区 伊与久 3 区 木島 下淵名 6 区 下淵名 7 区 上淵名 東新井 上淵名第 2 保泉 上武士 下武士西 下武士東 小此木 新地 新野新田 立作 北向 西島前河原 平塚 南米岡 北米岡 栄町 女塚 三ツ木 新栄</p>

事務事業調整表

協議項目一覧表の番号(右欄へ記入)
(専門部会コード No・分科会コード NO・整理NO・項目NO・枝NO) 2-1-62-22

専門部会名	総務部会	調整方針確認日	平成 年 月 日
分科会名	総務分科会	基本調整方針(案)	5 新市において策定する。
小項目名	市町村章		
協議項目名	慣行の取扱い		
項目分類(細々項目)	市町村章		

この表は、協議項目名が次に該当するもの以外について使用する。「公共的団体等・附属機関等・補助金、交付金等・使用料、手数料、一部事務組合の取扱い」

具体項目	調整が必要な項目と具体的内容及び理由															
<p>1 市町村の現況(現況調査表)</p> <p>2 事務事業名 市町村章</p> <p>3 事務事業内容</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>伊勢崎市</th> <th>赤堀町</th> <th>東村</th> <th>境町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村章</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>策定経緯等</td> <td>勾玉 S15.9.13制定 曲玉赤色でいせさきの「い」の字形にデザインされ、地色は黄色です。</td> <td>「アカボリ」のアを図案化 S47.9.26制定 一般公募の中から選考して決定</td> <td>「東」を図案化 S59.5.3制定 一般公募の中から選考して決定</td> <td>さの字を図案化 S38.7.4制定 丸は町の豊かさと円満を表し、上部のハネは飛躍発展の姿を表す 一般公募の中から選考して決定</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 事務事業の目的 新市住民の共通のシンボルとして策定する必要があるもの</p> <p>5 合併の課題・問題点(デメリット)</p> <p>6 合併の効果(メリット)</p> <p>7 財政影響額</p>		伊勢崎市	赤堀町	東村	境町	市町村章					策定経緯等	勾玉 S15.9.13制定 曲玉赤色でいせさきの「い」の字形にデザインされ、地色は黄色です。	「アカボリ」のアを図案化 S47.9.26制定 一般公募の中から選考して決定	「東」を図案化 S59.5.3制定 一般公募の中から選考して決定	さの字を図案化 S38.7.4制定 丸は町の豊かさと円満を表し、上部のハネは飛躍発展の姿を表す 一般公募の中から選考して決定	<p>項目 市町村章</p> <p>具体的内容 新市の発足とともに失効することとなるため、新市において策定するもの。</p> <p>理由 新市住民の共通のシンボルとして策定する必要があるもの</p>
	伊勢崎市	赤堀町	東村	境町												
市町村章																
策定経緯等	勾玉 S15.9.13制定 曲玉赤色でいせさきの「い」の字形にデザインされ、地色は黄色です。	「アカボリ」のアを図案化 S47.9.26制定 一般公募の中から選考して決定	「東」を図案化 S59.5.3制定 一般公募の中から選考して決定	さの字を図案化 S38.7.4制定 丸は町の豊かさと円満を表し、上部のハネは飛躍発展の姿を表す 一般公募の中から選考して決定												

事務事業調整表

協議項目一覧表の番号(右欄へ記入)
(専門部会コード No・分科会コード NO・整理NO・項目NO・枝NO)

2-1-63-22

専門部会名	総務部会	調整方針確認日	平成 年 月 日
分科会名	総務分科会	基本調整方針(案)	5 新市において策定する。
小項目名	市町村民憲章		
協議項目名	慣行の取扱い		
項目分類(細々項目)	市町村民憲章		

この表は、協議項目名が次に該当するもの以外について使用する。「公共的団体等・附属機関等・補助金、交付金等・使用料、手数料、一部事務組合の取扱い」

具体項目	調整が必要な項目と具体的内容及び理由			
1 市町村の現況(現況調査表) 2 事務事業名 市町村民憲章 3 事務事業の内容	項目 市町村民憲章 具体的内容 4市町村においてそれぞれ制定されているものであるが、新市の発足とともにすべて失効することとなるため、新市において策定するもの。 理由 新市住民の共通の目標として策定する必要があるもの			
	伊勢崎市	赤堀町	東村	境町
市町村民憲章	伊勢崎市民憲章 平成2年6月19日制定	赤堀町町民憲章 昭和63年3月26日制定	東村村民憲章 平成元年3月1日制定	境町町民憲章 昭和43年10月23日制定
	わたくしたち伊勢崎市民は、心豊かで住みよいふるさとを築くため互いに努力し、協力していくみんなの共通の目標として、この憲章を定めます。 1 人権を尊重し、心のふれあうまちをつくりましょう。 1 自然を愛し、住みよい環境のまちをつくりましょう。 1 教育を大切にし、文化の香り高いまちをつくりましょう。 1 スポーツに親しみ、健康で明るいまちをつくりましょう。 1 産業を育て、活力あるまちをつくりましょう。	1 自然や文化を守り育てる。 1 教養を高める。 1 心身の健康につとめる。 1 福祉の充実をめざす。 1 産業の振興をはかる。	1 人権を守り 互いに助け合い明るい家庭をつくります 1 健康で生きがいのある幸せな暮らしをつくります 1 教育を高め スポーツ・芸術に親しみ誇る文化をつくります 1 産業をおこし 楽しく働きたくましい人をつくります 1 郷土と美しい 自然を愛し活力ある村をつくります	わたくしたちは、伸びゆく境町の町民であることに誇りと責任をもち、郷土をより美しく豊かにするために、この憲章を定めます。 1 元気で働き、豊かな町をつくりましょう。 1 公共物や緑を愛し、きれいな町をつくりましょう。 1 きまりを守り、住みよい町をつくりましょう。 1 老人を大切にし、子どものしあわせな町をつくりましょう。 1 教養を深め、文化の高い町をつくりましょう。
策定の経過等	平成2年6月議会議決 市制施行50周年にあわせ制定。市民アンケートの結果等を考慮し50周年記念事業実行委員会の式典広報部会で検討し、全体の委員会です承。	昭和63年3月議会議決 21世紀に向けて、大きく変貌し、発展して行く町の道標として。	昭和63年12月議会議決 村制施行100周年記念事業推進委員会に策定委員会を設け、村民アンケート調査を実施。	昭和43年10月23日明治百年行事とあわせ憲章発表会を行う。議会全員協議会で制定に同意。町民憲章制定委員会を作り草案を町民から公募したもの。
4 事務事業の目的	新市住民の共通の目標として策定する必要があるもの			
5 合併の課題、問題点(デメリット)				
6 合併の効果(メリット)				
7 財政影響額				

事務事業調整表

協議項目一覧表の番号(右欄へ記入)
(専門部会コード No・分科会コード NO・整理NO・項目NO・枝NO)

2-1-65-22

専門部会名	総務部会	調整方針確認日	平成 年 月 日
分科会名	総務分科会	基本調整方針(案)	5 新市において策定する
小項目名	市町村の花・木・歌		
協議項目名	慣行の取扱い		
項目分類(細々項目)	市町村の花・木・歌		

この表は、協議項目名が次に該当するもの以外について使用する。「公共的団体等・附属機関等・補助金、交付金等・使用料、手数料、一部事務組合の取扱い」

具体項目	調整が必要な項目と具体的内容及び理由																									
1 市町村の現況(現況調査表) 2 事務事業名 市町村の花・木・歌 3 事務事業内容	項目 市町村の花・木・歌 具体的内容 花及び木については、4市町村のすべてにおいて、市歌については伊勢崎市において制定されているものであるが、新市の発足とともに失効することになるため新市において策定するもの 理由 新市住民の共通のシンボルとして策定する必要があるもの																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>伊勢崎市</th> <th>赤堀町</th> <th>東村</th> <th>境町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村の花及び木</td> <td>市の花「つつじ」 S45.9.13 市の木「まつ」 S45.9.13</td> <td>町の花「サルビア」 S55.8.23 町の木「けやき」 S55.8.23</td> <td>村の花「菊」 S59.4.1 村の木「さざんか」 S59.4.1</td> <td>町の花(スイセン) 町の木(黒松) S49.10.23</td> </tr> <tr> <td>制定経緯</td> <td>市制30周年を記念して制定したもの</td> <td>一般公募の中から選考して決定したもの</td> <td>一般公募の中から選考して決定したもの</td> <td>一般公募の中から選考して決定したもの</td> </tr> <tr> <td>市町村の歌</td> <td>伊勢崎市歌</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>制定経緯</td> <td>昭和15年9月13日の市制施行を記念して制定されたものと思われるが、事実であるかについては不詳。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		伊勢崎市	赤堀町	東村	境町	市町村の花及び木	市の花「つつじ」 S45.9.13 市の木「まつ」 S45.9.13	町の花「サルビア」 S55.8.23 町の木「けやき」 S55.8.23	村の花「菊」 S59.4.1 村の木「さざんか」 S59.4.1	町の花(スイセン) 町の木(黒松) S49.10.23	制定経緯	市制30周年を記念して制定したもの	一般公募の中から選考して決定したもの	一般公募の中から選考して決定したもの	一般公募の中から選考して決定したもの	市町村の歌	伊勢崎市歌	なし	なし	なし	制定経緯	昭和15年9月13日の市制施行を記念して制定されたものと思われるが、事実であるかについては不詳。				
	伊勢崎市	赤堀町	東村	境町																						
市町村の花及び木	市の花「つつじ」 S45.9.13 市の木「まつ」 S45.9.13	町の花「サルビア」 S55.8.23 町の木「けやき」 S55.8.23	村の花「菊」 S59.4.1 村の木「さざんか」 S59.4.1	町の花(スイセン) 町の木(黒松) S49.10.23																						
制定経緯	市制30周年を記念して制定したもの	一般公募の中から選考して決定したもの	一般公募の中から選考して決定したもの	一般公募の中から選考して決定したもの																						
市町村の歌	伊勢崎市歌	なし	なし	なし																						
制定経緯	昭和15年9月13日の市制施行を記念して制定されたものと思われるが、事実であるかについては不詳。																									
4 事務事業の目的	新市住民の共通のシンボルとして策定する必要があるもの																									
5 合併の課題・問題点(デメリット)																										
6 合併の効果(メリット)																										
7 財政影響額																										

事務事業調整表

協議項目一覧表の番号(右欄へ記入)
(専門部会コードNo・分科会コードNO・整理NO・項目NO・枝NO)

2-1-67-22

専門部会名	総務部会	調整方針確認日	平成 年 月 日
分科会名	総務分科会	基本調整方針(案)	5 新市において策定する。
小項目名	市町村宣言		
協議項目名	慣行の取扱い		
項目分類(細々項目)	市町村宣言		

この表は、協議項目名が次に該当するもの以外について使用する。「公共的団体等・附属機関等・補助金、交付金等・使用料、手数料、一部事務組合の取扱い」

具体項目	調整が必要な項目と具体的内容及び理由
1 市町村の現況(現況調査表) 2 事務事業名 市町村宣言 3 事務事業内容 <p style="text-align: center;">別紙のとおり</p>	項目 市町村宣言 具体的内容 4 市町村において、それぞれ制定されているものであるが、新市の発足とともにすべて失効することとなるため、新市において策定するもの。 理由 新市住民の共通の目標として策定する必要があるもの
4 事務事業の目的 新市住民の共通の目標として策定する必要があるもの	
5 合併の課題・問題点(デメリット)	
6 合併の効果(メリット)	
7 財政影響額	

別紙 1

種 別	伊勢崎市	赤堀町	東村	境町
人権宣言	(人権尊重宣言)		(人権尊重の村宣言)	(人権尊重と福祉の町宣言)
議決年月日	昭和42年12月22日市議会議決 昭和43年1月1日新年祝賀式宣誓		平成14年3月15日議決	平成6年9月22日議決
内 容	市民相互に人権を尊重し、かつ、信頼しあい、進んで明るい住みよい都市を建設するため、ここに伊勢崎市は、人権尊重都市宣言をする。		基本的人権の尊重は、わが国憲法の根幹をなすものであり、すべての人々の人権が平等に保障されることこそ、自由と平和な社会をつくる基礎あることは言をまたないところであります。21世紀を迎え、「世界人権宣言」にうたわれている人類普遍の原理を改めて確認し、学校や職場、更には地域において人類がすべて平等との意識をより一層高め、真に人々の人権が尊重される、すばらしい郷土東村をつくることを誓い、ここに「人権尊重の村」を宣言します。	人は、みな個人として尊重されなければならない。幸福追求の権利は、何人に対しても自由にして平等に与えられた基本的人権である。 わたくしたち境町民は相互の理解と協力により、すべての者が人権を尊重され人間らしく健康で文化的な生きがいのある生活ができるよう、次の事項を指針として、真に自由にして平等な差別のない町づくりを進めることを誓い、ここに「人権尊重と福祉の町」を宣言する。 1、人権を尊重し、心のぬくもりと支え合いにより、差別のない明るい町にしよう。 2、高齢者をうやまい、健康で心豊かに生活できる環境づくりをしよう。 3、障害者の人格を尊重し、自立と社会参加を支援しよう。 4、子供たち相互の友情と信頼を深め、心身ともに健やかな子供たちを育てよう。 5、未来を開く子どもたちのために、子育ての社会をしよう。
スポーツ宣言	(スポーツ都市宣言)	(健康とスポーツの町宣言)		
議決年月日	昭和54年9月21日市議会議決 昭 和54年11月10日市民体育館落成式の 宣言	平成元年9月11日議決		
内 容	わたくしたち伊勢崎市民は、スポーツに親しみ、スポーツをとおして、たくましい健康な心と体を鍛え、明るく活力に満ちた豊かな伊勢崎市を築くため、次の目標をかかげここにスポーツ都市を宣言する。	わたくしたちは、スポーツをとおして心身の健康につとめ、明るく活力に満ちた赤堀町をきずくため、次の目標をかかげ、ここに宣言する。 1、わたくしたちは、生涯をとおしてスポーツに親しみ、豊かな心と体づくりに努めています。 1、わたくしたちは、スポーツを生活の中にとり入れ、健康で明るい家庭づくりに努めます。 1、わたくしたちは、スポーツを通じて仲間をつくり、友情と連帯の輪をひろげます。		

別紙 2

種 別	伊勢崎市	赤堀町	東村	境町
平和都市宣言	(核兵器廃絶平和都市宣言)	(非核平和宣言の町)	(核兵器廃絶平和宣誓)	(非核平和都市宣誓)
議決年月日	昭和62年6月23日市議会議決	平成2年6月22日議決	平成3年3月15日議決	平成2年12月18日議決
内 容	<p>私たち伊勢崎市民は、平和を愛し安全で健康なまちづくりを目指しています。しかし、いま世界の平和と安全にとって核兵器の存在は、大きな脅威をもたらしております。この核兵器を地球上からなくすことは、人類共通の願いです。私たちは、平和を愛する世界各国の人々とともに真の恒久平和が実現することを希求し、ここに「核兵器廃絶平和都市」を宣言します。</p>	<p>私たち赤堀町民は、ふるさと赤堀町と世界の平和を愛し幸せに暮らせることを最終の目標として居ります。我が国は世界唯一の核被爆国としての悲劇を体験いたしました。二度とこのようなことがこの地球上で起こらないよう核兵器廃絶を願うと共に非核3原則の堅持を訴え、ここに「非核平和宣言の町」を宣言する。</p>	<p>私たち東村民は、郷土東村の歴史と伝統を守り、何よりも大切な平和を維持し、安らぎと活力あふれる村を建設するために世界平和を維持し、安らぎと活力あふれる村を建設するために世界平和の実現を強くもとめます。しかし、現在世界各地で武力紛争や戦争が絶え間なく続けられており、しかもこれらに用いられる兵器は、ますます強力化さらに高度化し、核軍備の拡大が進み人類は深刻な脅威にさらされています。我が国は、世界唯一な核被爆国として核兵器を持たず、つくらず、持ち込まずの非核三原則を堅持し、広島や長崎や沖縄戦の悲惨を二度と繰り返さないよう核兵器開発、保有、実験のすべての廃絶を世界に訴え続かなければならない。</p>	<p>私たち境町民はふるさと境町を愛し、水と緑に包まれ風格のある、平和な町づくりを目指しています。しかし、世界の平和と安全にとって、核兵器の存在は、大きな脅威をもたらしています。この核兵器のすみやかな廃絶は人類共通の願いです。今や世界は、対決の時代から和解と協力の時代へと移りつつあります。私たちは、平和を希求する町民創意のもとに、ここに真の永久平和が実現することを願い、非核平和都市を宣言します。</p>
安全宣言				(交通安全宣言都市)
議決年月日				昭和63年6月24日議決
内 容				<p>悲惨な交通事故を防止し、明るくすみよい町づくりは、三方町民の願いである。しかしながら、本町の交通事故による死傷者は、関係機関、団体の日夜懸命の努力にもかかわらず後を絶つことなく発生し、激増していることは、誠に憂慮に堪えないところである。これら事故の内容をみると、道路利用者による交通の基本ルールの無視や無謀な運転が目立つなど交通マナーの欠如によるものが大半を占めているところである。そこで、なお一層の交通安全施策の行政努力を押し進めるなど、交通事故防止のための不断の努力が必要であることを痛感するところであります。よって本町議会は、町民とともに交通マナーをさらに高め正しい交通ルールを真に実践し、交通事故のない町づくりに専念することを宣言する。</p>

事務事業調整表

協議項目一覧表の番号(右欄へ記入)
(専門部会コード No・分科会コード NO・整理NO・項目NO枝NO)

2-2-1-14

専門部会名	総務部会	調整方針確認日	平成 年 月 日
分科会名	人事組織分科会	基本調整方針(案)	新市の行政組織及び機構は、「新市の事務所の位置」の決定事項を踏まえ、「新市における行政組織及び機構の整備方針」に基づき、本庁舎への管理機能の集中化と現有庁舎の有効活用を前提に、住民の利便性に配慮した支所の機能が確保できるよう整備するものとする。
小項目名	行政組織		
協議項目名	事務組織及び機構の取扱い		
項目分類(細々項目)	行政組織及び機構		

この表は、協議項目名が次に該当するもの以外について使用する。「公共的団体等・附属機関等・補助金、交付金等・使用料、手数料、一部事務組合の取扱い」

新市における行政組織及び機構の整備方針

- 1 市民の声を的確に反映できる組織・機構
- 2 市民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構
- 3 各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
- 4 簡素で効率的な組織・機構
- 5 指揮命令系統が明確な組織・機構
- 6 事務事業の統一的な執行に充分配慮した組織・機構

具体的な整備の進め方

新市の行政組織・機構は、部制を基本とし、支所は部相当の位置づけとして調整する。

支所については、窓口業務などの住民生活に密着した業務を行う。

新市における本庁と支所の業務を担う組織・機構とするため、現在の各市町村の庁舎を最大限活用するとともに必要な整備を行う。

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| 1 市町村の現況 | 行政組織及び機構は別紙のとおり |
| 2 事務事業名 | 行政組織及び機構 |
| 3 事務事業の内容 | 新市における行政組織及び機構の整備方針及び具体的な整備の進め方を定める。 |
| 4 事務事業の目的 | 組織管理の基本となる行政組織及び機構を定め行政運営の効率化を図る。 |

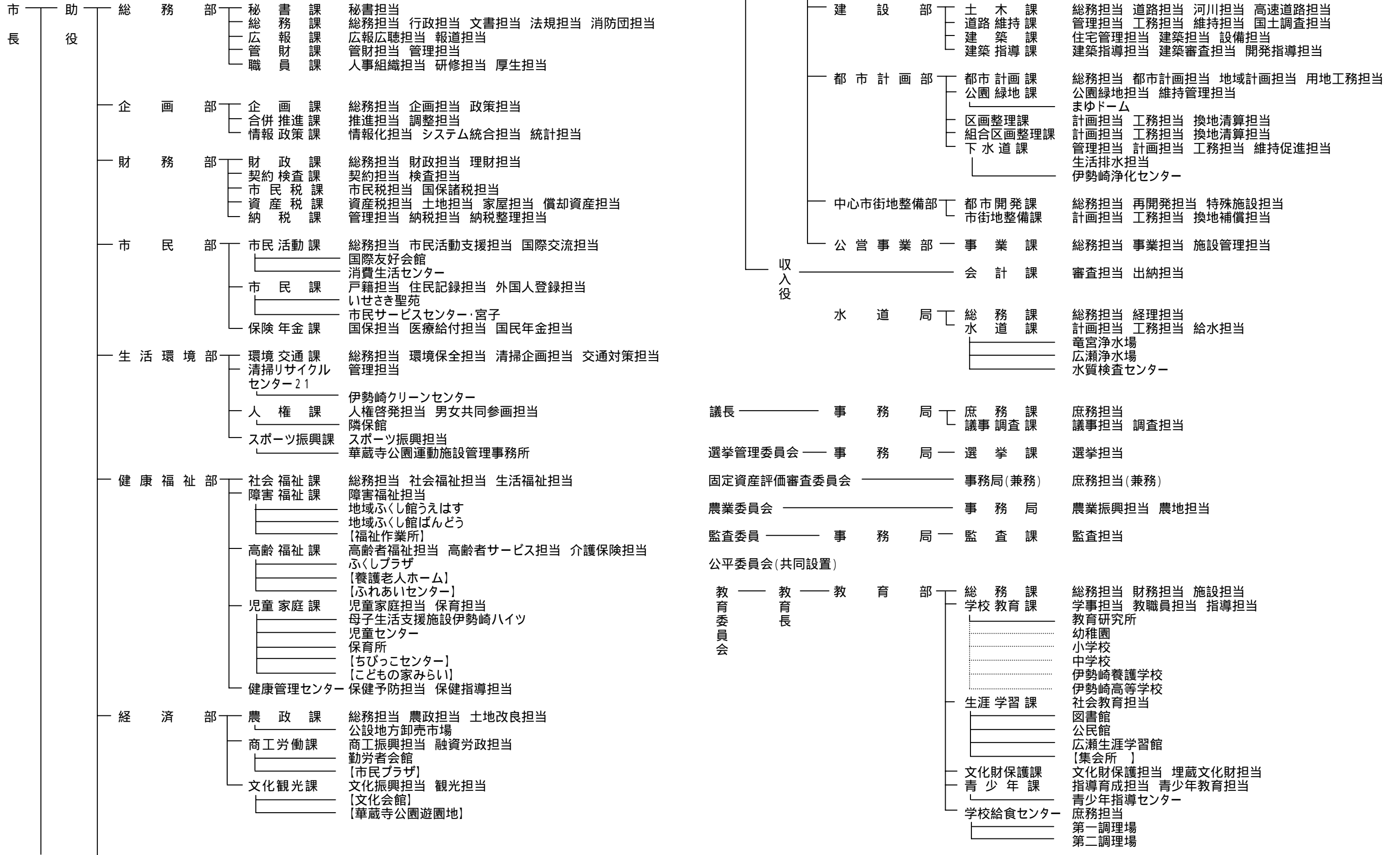
調整が必要な項目と具体的内容及び理由

項目
行政組織及び機構

具体的内容
行政組織及び機構については、本庁及び支所の機能が確保できるよう新市における行政組織及び機構の整備方針、具体的な整備の進め方を定めるもの。

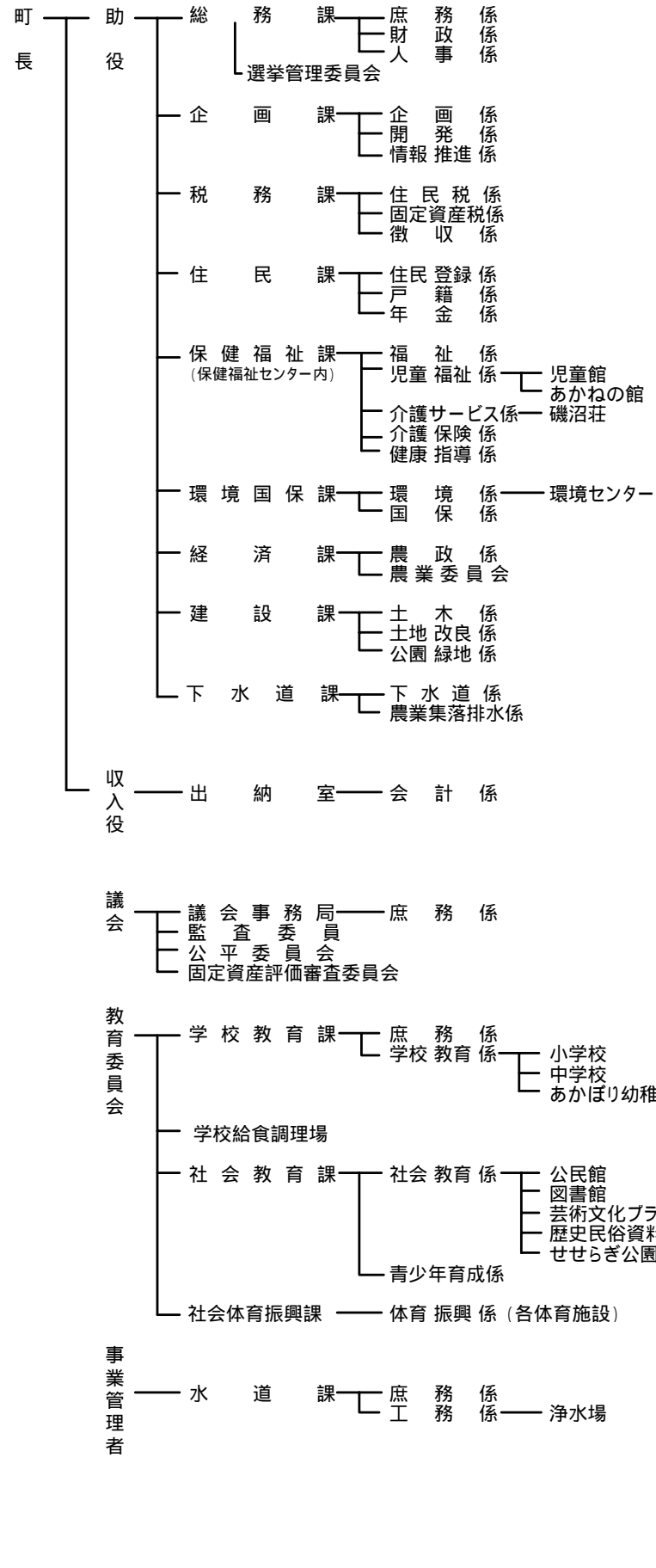
理由
行政サービスの水準及び住民の利便性が確保できるよう行政組織及び機構を整備する必要があるため。

伊勢崎市組織図(平成15年10月1日)

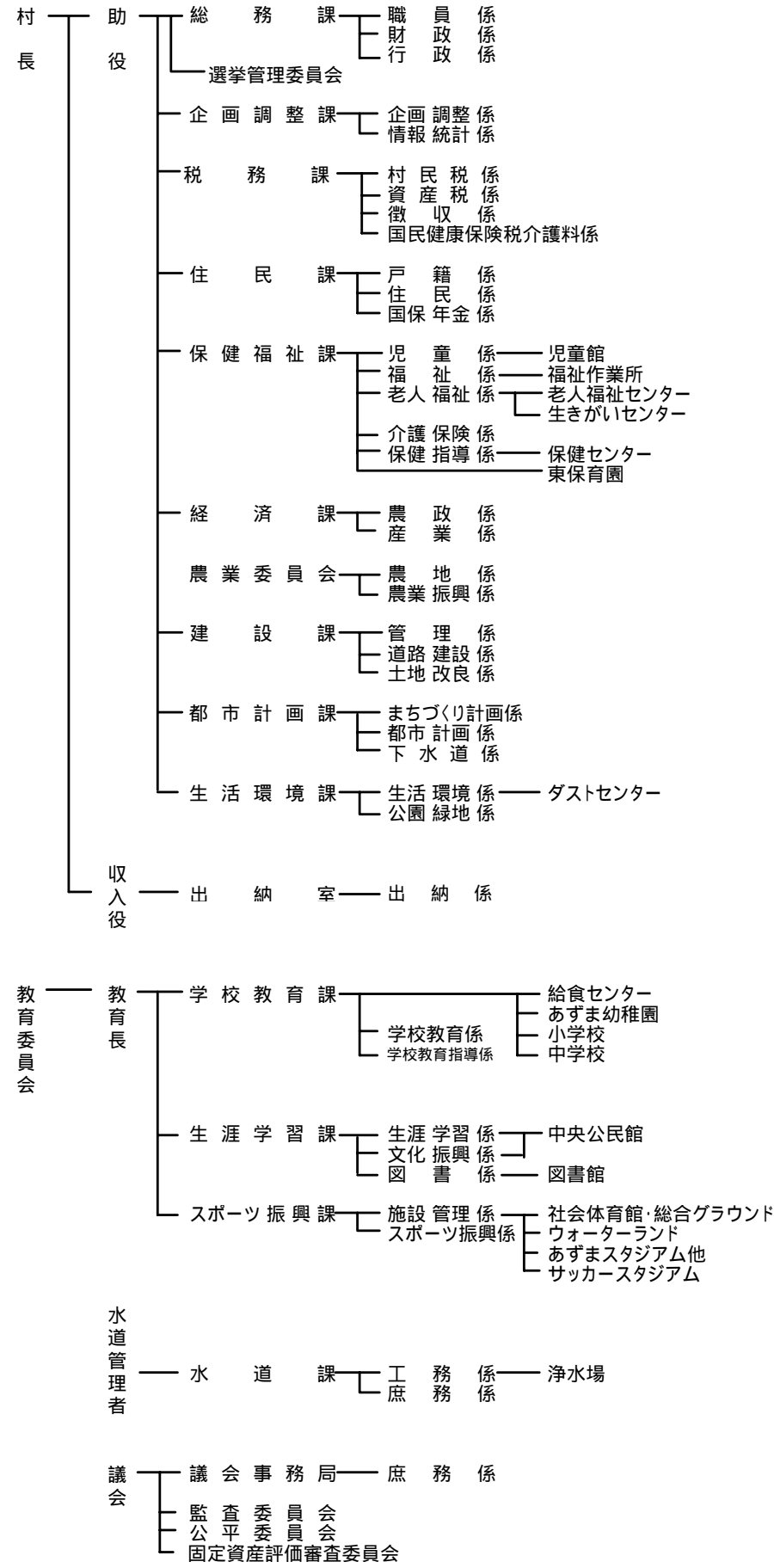


[]は委託施設です。

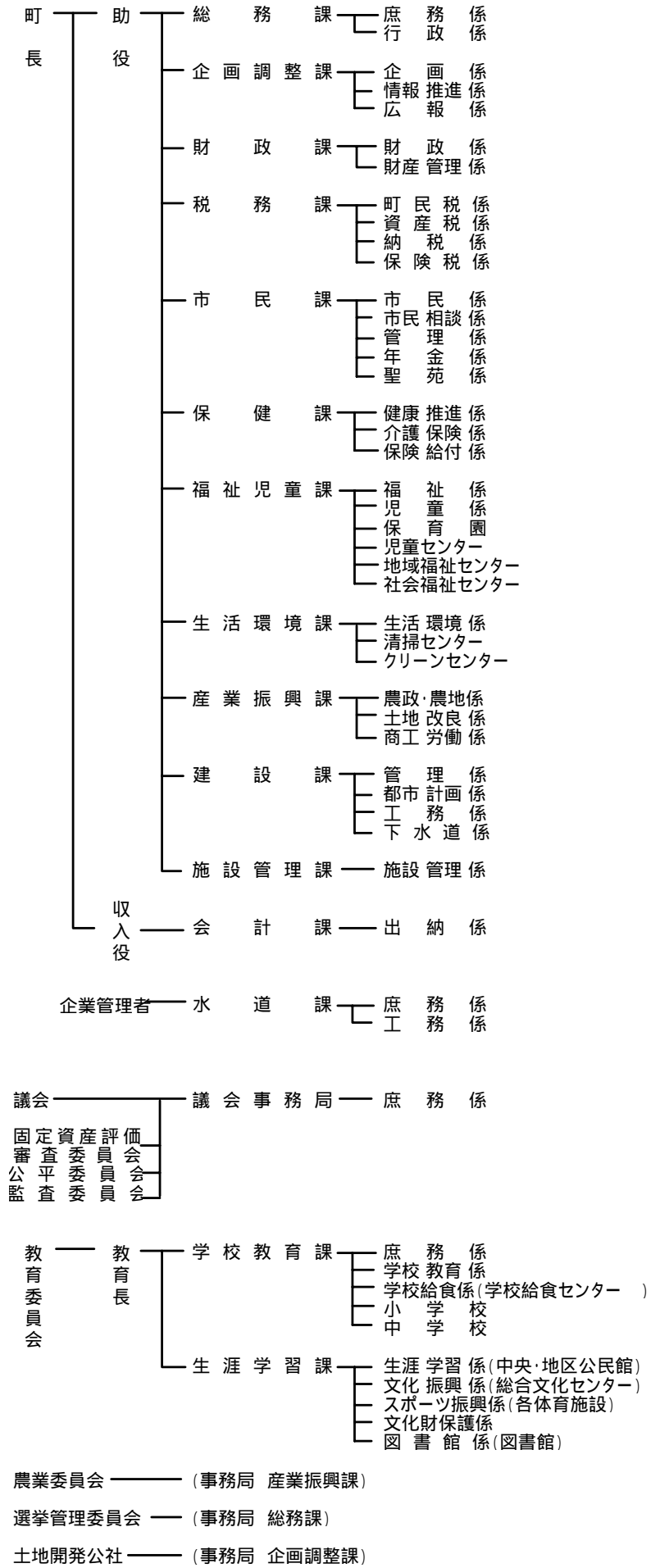
赤堀町組織図(平成15年7月1日)



東村組織図(平成15年4月1日)



境町組織図(平成15年4月1日)



事務事業調整表

協議項目一覧表の番号(右欄へ記入)
(専門部会コード No・分科会コード NO・整理NO・項目NO・枝NO)

1 - 1 - 13 - 15

専門部会名	企画財政部会	調整方針確認日	平成 年 月 日
分科会名	企画分科会	基本調整方針(案)	伊勢崎佐波医療事務市町村組合は、合併の日の前日をもって解散するものとする。
小項目名	伊勢崎佐波医療事務市町村組合		
協議項目名	一部事務組合の取扱い		
項目分類(細々項目)	医療事務組合の存廃		

この表は、「伊勢崎佐波医療事務市町村組合の取扱いについて」に該当するものを記載してください。

具体項目	調整が必要な項目と具体的内容及び理由																																																																																																																																																																																																																					
<p>ア「伊勢崎佐波医療事務市町村組合の取扱い」について</p> <p>1 市町村の現況(医療事務組合の現況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 構成市町村は伊勢崎市、赤堀町、東村、境町、玉村町の1市3町1村により構成されている。 伊勢崎佐波医療圏では、現在、市町村合併協議により玉村町を除く1市2町1村での法定合併協議会が設置され新市設置の方向である。 組合の議会議員数(21人) 伊勢崎市11人、赤堀町1人、東村1人、境町3人、玉村町2人、全地域3人(知識経験者) 議員の任期 構成市町村の議会の議員の任期 伊勢崎佐波医療事務市町村組合の職員の状況 <ul style="list-style-type: none"> 1) 伊勢崎市民病院(病床数 524床) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">所属別一覧</th> <th colspan="2">職種別一覧</th> </tr> <tr> <th>部局名</th> <th>所属名</th> <th>主な職種</th> <th>人数</th> <th>技労等の数</th> <th>職種別</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">医療局</td> <td>医療局</td> <td>医師</td> <td>75</td> <td></td> <td>医師</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>中央放射線科</td> <td>医療技術</td> <td>21</td> <td></td> <td>看護師</td> <td>355</td> </tr> <tr> <td>中央検査科</td> <td>医療技術</td> <td>30</td> <td></td> <td>准看護師</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>リハビリテーション科</td> <td>医療技術</td> <td>7</td> <td></td> <td>医療技術員</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>中央手術室</td> <td>医療技術</td> <td>2</td> <td></td> <td>事務員</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>眼科</td> <td>医療技術</td> <td>2</td> <td></td> <td>社会福祉士</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>歯科</td> <td>医療技術</td> <td>3</td> <td></td> <td>技能労務員</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>地域医療連携室</td> <td>事・社会福祉士</td> <td>6</td> <td></td> <td>計</td> <td>632</td> </tr> <tr> <td>薬剤部</td> <td>薬剤部</td> <td>医療技術</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">看護部</td> <td>看護部長室</td> <td>看護師</td> <td>22</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>病棟(10病棟)</td> <td>看護師</td> <td>258</td> <td>12</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外来</td> <td>看護師</td> <td>23</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央手術室</td> <td>看護師</td> <td>27</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>救急・集中治療室</td> <td>看護師</td> <td>24</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央材料室</td> <td>看護師</td> <td>1</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">事務局</td> <td>事務局</td> <td>事務吏員</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務課(3担当)</td> <td>事務吏員</td> <td>14</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>財務課(3担当)</td> <td>事務吏員</td> <td>8</td> <td>8</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医事課(4担当)</td> <td>事務吏員</td> <td>19</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>栄養課(1担当)</td> <td>栄養士</td> <td>5</td> <td>12</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>582</td> <td>50</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合計</td> <td></td> <td></td> <td>632</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 2) 介護老人保健施設ひまわり(50床) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">所属名</th> <th>担当名</th> <th>職種</th> <th>人数</th> <th>兼務等の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">管理課</td> <td rowspan="5">療養担当</td> <td></td> <td>医師</td> <td></td> <td>5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>看護師</td> <td>6</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>医療技術</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>介護福祉士</td> <td>7</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>技能労務員</td> <td>11</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>管理担当</td> <td>事務員</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>相談員</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>28</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> 3) 訪問看護ステーションいせさき <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">所属名</th> <th>担当名</th> <th>職種</th> <th>人数</th> <th>兼務等の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">管理課</td> <td rowspan="2">療養担当</td> <td></td> <td>看護師</td> <td>6</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>事務員</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>7</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 組合の名称</p> <ul style="list-style-type: none"> 伊勢崎佐波医療事務市町村組合 <p>3 設置根拠法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方自治法第284条、第286条~第287条、第287条の3~第290条 地方公営企業法 健康保険法、国民健康保険法、介護保険法 医療法、薬事法 <p>4 財政影響額</p> <p>伊勢崎佐波医療事務市町村組合事務研究会において精査する。</p>	所属別一覧		職種別一覧		部局名	所属名	主な職種	人数	技労等の数	職種別	人数	医療局	医療局	医師	75		医師	75	中央放射線科	医療技術	21		看護師	355	中央検査科	医療技術	30		准看護師	14	リハビリテーション科	医療技術	7		医療技術員	90	中央手術室	医療技術	2		事務員	49	眼科	医療技術	2		社会福祉士	4	歯科	医療技術	3		技能労務員	45	地域医療連携室	事・社会福祉士	6		計	632	薬剤部	薬剤部	医療技術	20				看護部	看護部長室	看護師	22				病棟(10病棟)	看護師	258	12			外来	看護師	23	1			中央手術室	看護師	27	2			救急・集中治療室	看護師	24				中央材料室	看護師	1	6			事務局	事務局	事務吏員	1	1			総務課(3担当)	事務吏員	14	6			財務課(3担当)	事務吏員	8	8			医事課(4担当)	事務吏員	19				栄養課(1担当)	栄養士	5	12			合計		582	50				総合計			632				所属名		担当名	職種	人数	兼務等の数	管理課	療養担当		医師		5		看護師	6			医療技術	1	1		介護福祉士	7			技能労務員	11	3		管理担当	事務員	2	1			相談員	1		合計			28	10	所属名		担当名	職種	人数	兼務等の数	管理課	療養担当		看護師	6			事務員	1	2	合計			7	2	<p>項目</p> <p>医療事務組合の存廃</p> <p>調整案</p> <p>医療事務組合は解散し、新市において運営することを目指し協議を進める。また、これに伴う財産処分について合わせて協議を進める。</p> <p>事務事業</p> <p>伊勢崎市民病院の設置及び管理に関すること。 介護老人保健施設並びに訪問看護ステーションの設置及び管理に関すること。</p> <p>理由</p> <p>伊勢崎佐波医療圏は本来の広域的意義は無くなると解され、住民に直接影響を与えないことを前提として人口割合、財政規模等を鑑み新市での運営を目指すことが妥当である。</p> <p>新市での運営を前提として、財産処分等について構成市町村で準備を進めておく。 管理者会議、議会の意思決定手続きを進める。</p>
所属別一覧		職種別一覧																																																																																																																																																																																																																				
部局名	所属名	主な職種	人数	技労等の数	職種別	人数																																																																																																																																																																																																																
医療局	医療局	医師	75		医師	75																																																																																																																																																																																																																
	中央放射線科	医療技術	21		看護師	355																																																																																																																																																																																																																
	中央検査科	医療技術	30		准看護師	14																																																																																																																																																																																																																
	リハビリテーション科	医療技術	7		医療技術員	90																																																																																																																																																																																																																
	中央手術室	医療技術	2		事務員	49																																																																																																																																																																																																																
	眼科	医療技術	2		社会福祉士	4																																																																																																																																																																																																																
	歯科	医療技術	3		技能労務員	45																																																																																																																																																																																																																
	地域医療連携室	事・社会福祉士	6		計	632																																																																																																																																																																																																																
薬剤部	薬剤部	医療技術	20																																																																																																																																																																																																																			
看護部	看護部長室	看護師	22																																																																																																																																																																																																																			
	病棟(10病棟)	看護師	258	12																																																																																																																																																																																																																		
	外来	看護師	23	1																																																																																																																																																																																																																		
	中央手術室	看護師	27	2																																																																																																																																																																																																																		
	救急・集中治療室	看護師	24																																																																																																																																																																																																																			
	中央材料室	看護師	1	6																																																																																																																																																																																																																		
事務局	事務局	事務吏員	1	1																																																																																																																																																																																																																		
	総務課(3担当)	事務吏員	14	6																																																																																																																																																																																																																		
	財務課(3担当)	事務吏員	8	8																																																																																																																																																																																																																		
	医事課(4担当)	事務吏員	19																																																																																																																																																																																																																			
	栄養課(1担当)	栄養士	5	12																																																																																																																																																																																																																		
合計		582	50																																																																																																																																																																																																																			
総合計			632																																																																																																																																																																																																																			
所属名		担当名	職種	人数	兼務等の数																																																																																																																																																																																																																	
管理課	療養担当		医師		5																																																																																																																																																																																																																	
			看護師	6																																																																																																																																																																																																																		
			医療技術	1	1																																																																																																																																																																																																																	
			介護福祉士	7																																																																																																																																																																																																																		
			技能労務員	11	3																																																																																																																																																																																																																	
	管理担当	事務員	2	1																																																																																																																																																																																																																		
		相談員	1																																																																																																																																																																																																																			
合計			28	10																																																																																																																																																																																																																		
所属名		担当名	職種	人数	兼務等の数																																																																																																																																																																																																																	
管理課	療養担当		看護師	6																																																																																																																																																																																																																		
			事務員	1	2																																																																																																																																																																																																																	
合計			7	2																																																																																																																																																																																																																		

伊勢崎佐波医療事務市町村組合組織図 (平成15年4月1日現在)

